

様

副 区 長  
森 田 泰 子  
宮 下 泰 昌

令和 6 年度予算の執行について（依命通達）

我が国の経済は現在、緩やかな回復が続いているが、海外景気の下振れや、物価上昇などが、景気を下押しするリスクとなっている。また、令和 6 年能登半島地震が経済に与える影響等に留意する必要がある、経済の先行きは依然として不透明である。

我が国は現在、歴史上経験したことのない、国難ともいえる少子化問題に直面している。人口減少に伴う市場規模の縮小、労働力の不足に加え、技術革新の遅れなどもあり、経済は永く低迷している。国債に永く依存する財政運営を続けた結果、国の債務残高は既に GDP の 2 倍を超え、政策選択の幅は狭められ、有効な手立てが見いだせない状況である。発展に向けた具体的戦略も不透明であり、経済力の低下とともに、国際的な地位が低下し続けている。

区財政も、予断を許さない状況が続く見通しである。令和 6 年度予算は、特別区財政調整交付金などの歳入は増加を見込んだが、受益と負担という税制本来の趣旨を逸脱した「ふるさと納税制度」による減収は 50 億円を超える見込みである。歳出は、義務的経費が 5 割以上を占めるなど硬直化が進んでおり、区財政の自由度は依然として低いものとなっている。老朽化した区立施設の更新や、遅れている都市インフラの整備等、区特有の課題にも取り組まなければならない。物価上昇による区民生活や事業活動への影響も続いている。

歳入増を上回る歳出拡大により、歳入一般財源が不足するため、基金・起債合わせて 200 億円以上を活用する。今後も同様のペースで活用を続ければ、基金は数年で底を尽き、起債残高が大幅に増加する可能性がある。

厳しい財政状況のなかにあっても、持続可能な財政運営を堅持しつつ、グランドデザイン構想で示した目指す将来像の実現に向けて、昨年度末に策定した「第 3 次みどりの風吹くまちビジョン」に掲げる施策を着実に推進し、練馬区のさらなる発展に取り組まなければならない。

そこで、令和 6 年度予算の執行にあたっては、次の点を基本に取り組むこととする。

- 1 第 3 次ビジョンを着実に推進し、区民の命と健康を守る事業を最優先としつつ、その上に立ち、みどり、文化、スポーツ、都市インフラなど、区民生活をより豊かにする施策を推進すること。
- 2 国の総合経済対策への対応や、物価上昇の影響を緩和するための支援に要する経費を確実に執行すること。
- 3 事業執行にあたっては、一層の創意工夫を凝らし、事業効果が最大限に発揮されるよう努めること。あわせて、事業実施に伴う特定財源の確保に努めること。

各部等においては、以上の基本方針を踏まえ、区財政を取り巻く厳しい状況について職員一人ひとりに周知徹底するとともに、下記事項に留意の上、最小の経費で最大の効果を上げるよう、予算の執行に万全を期せられたい。この旨、命により通達する。

## 記

### 1 歳出について

- (1) 決算・予算特別委員会等における議会からの意見・要望事項や、監査指摘事項等に十分留意すること。
- (2) 少子化対策など社会情勢を背景とした見直しが進む施策や、賃金・物価対策など緊急的な支援の実施が想定される施策は、国や都の動向を注視し、財政課と協議の上、区としての対応策を遅滞なく検討すること。
- (3) 時間外勤務手当は、10%の配当保留を行う。ワーク・ライフバランスに留意し、業務効率化等による超過勤務の縮減を図り、配当予算内での執行に努めること。
- (4) 公共工事等の投資的経費に係る事業は、改正労働基準法を踏まえた工期の見直しや、資材価格上昇の影響による経費の増加等が想定される。入札不調や工期の遅延等が生じないように、可能な限り早期の計画、調整、実施等を図ること。  
また、区内経済を支える効果が期待できる公共工事等は早期発注に努めること。
- (5) 施設の維持管理は、建物・設備の点検を徹底し、適切な保全に努めること。  
また、光熱水費は定期的に使用状況を確認しながら節減に努めること。

### 2 歳入について

- (1) 歳入欠陥を生じないように収入の確保に万全を期し、積極的に増収に努めること。  
収入が予算額に達しない場合は、その範囲内で支出額の調整を図るなど、他の財源に影響を及ぼさないよう留意すること。
- (2) 区税・保険料収入は、賦課対象の的確な把握と収納率の向上および滞納の早期処理に努めること。負担の公正性の原則から区民に不公平感、不信感を与えることのないよう配慮すること。
- (3) 国、都支出金は、補助制度の積極的活用を図る観点から情報収集に努めること。  
制度の改廃状況に十分留意しつつ、需要に応じた補助金の確保に努めること。  
制度新設・変更があった場合には、関係各部等への情報提供を適切に行うこと。
- (4) 寄付制度は、自主財源の拡充のみならず、区施策に対する区内外からの理解・協力の促進につながるものである。各部等において創意工夫を凝らし、積極的に活用、周知に努めること。
- (5) 有料広告や未利用区有地の活用等の自主財源拡充にも、引き続き取り組むこと。

### 3 予算流用について

予算流用(事業間流用を含む)は、予算編成および議会審議の経過を踏まえ、真にやむを得ない場合以外は厳にこれを慎むこと。

### 4 協議事項等

予算事務規則に定める企画部長協議事項のほか、財政運営上影響を及ぼすと思われる事案については、事前に財政課へ協議すること。契約差金等の使用に係る事案についても同様とする。